議会のしくみ

議会は、議員で構成される合議体であり、その意思は会議における議決の形で表わされます。

議長・副議長は、会議の選挙で選ばれ、事務処理などの補助機関として事務局を設置しています。

また、議案などの調査・審査をより詳細に、かつ専門的に行うため常任委員会を、議会の運営を円滑、効率的に行うため議会運営委員会を設置しています。

議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して村としての意思を形成する重大な任務を有しています。

■　議員定数

議員の定数条例により、１１人です。

■　定例会・臨時会

議会は村長が招集し、定例会は３月、６月、９月、１２月の年４回開催されます。

また、臨時会は、必要があるとき村長より招集されます。なお、議長又は議員の定数の 1/4 以上の者は、会議に付すべき事案を示して議会の招集を請求することができます。（議長が請求するときは、議会運営委員会の議決を経る。）

■　委員会

議会は、議員全員が一堂に会してすべての議案を審議するのが理想ですが、案件が増加し、複雑多岐になるにつれて、詳細な審議を尽くすことが困難になってしまうので、審議の実を挙げるため、地方議会にも委員会制度を採用することになりました。

委員会には、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の三種があります。

・常任委員会は、その部門に属する所管事務に関する調査及び付託された議案、請願、陳情などの審査をします。議員は、少なくとも一の常任委員となるものとなっています。原村議会は、委員会条例により、総務産業常任委員会（６人）と社会文教常任委員会（５人）の二委員会です。

・議会運営委員会は、多数の議員で構成される議会を円滑にしかも効率的に運営するために、常任委員会とは別に置かれる委員会であり、特に議会の運営に関すること、議長からの諮問事項についての調査、審査などをします。

・特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置くことになっています。したがって、常任委員会とは異なり臨時特定の事案について設置され、その事案の審査や調査が終了したときには消滅します。

また、平成１８年の地方自治法の改正により、以上三種の委員会は、それぞれ、その部門に属する事務、所掌する事項などについての議案を提出することができるようになりました。

■　議会の傍聴

議会の会議は、公開していますのでだれでも傍聴できます。
議会や村政に対する審議、議員の活動など傍聴してみませんか。
傍聴される方は、総務課で「傍聴人受付簿」に記入し、傍聴席にて傍聴ください。